

施策3

地域福祉の基盤づくり

(1) 包括的な支援体制の構築促進

現状と課題

近年、地域住民が抱える課題が多様化・複雑化しており、育児と介護の問題を同時に抱える「ダブルケア」や、80代の高齢の親と50代の無職等の子が同居する「8050問題」、18歳未満の子が家族の介護や世話を行う「ヤングケアラー」を含めた負担を抱える「ケアラー」などの複合的な課題や、ごみ屋敷の問題をはじめとする、公的制度では解決できない「制度の狭間」にある課題などを抱える個人や世帯が増加しています。

このような中、平成30(2018)年4月1日に施行された改正社会福祉法では、地域住民同士が主体となった身近な地域生活課題の把握・解決に向けた体制づくりと、高齢者、障害者、児童や外国人など、個人や世帯の属性にかかわらず、様々な課題を「丸ごと」受け止め、あらゆる分野の関係機関が連携・協働しながら適切な支援へとつなげる包括的な支援体制づくりに取り組む旨が規定されています。

また、同法では、地域福祉の推進に関する事項を定める「都道府県地域福祉支援計画」と「市町村地域福祉計画」の策定が努力義務化されているとともに、高齢者、障害者、児童など、福祉の各分野の共通事項を定める「上位計画」に位置づけられています。

こうした状況の中、多様な主体が相互に連携を図りながら、全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく安心して生活できる地域社会の実現に向けて、令和5(2023)年4月1日に栃木県ケアラー支援条例を施行しました。

このため、地域福祉(支援)計画の充実を図るほか、地域住民等が主体となって創る地域と、多機関による相談支援体制が連携・協働しながら、地域の課題を「我が事」として捉え、人と人、人と社会がつながることにより、地域全体で「丸ごと」支える「包括的な支援体制」を構築し、「住民が互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり」を目指すことが求められています。

取組の方向性

8050問題や支援を必要とするケアラーなど、多様化する課題への対応

多様化する課題への対応に向けて、高齢者、障害者、児童など、各福祉分野計画等との

調和及び連携を図りながら、「相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず、受け止める相談支援）」、「参加支援（本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを回復する支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、多世代の交流や多様な活躍の場を確保する）」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施など、市町の「包括的な支援体制」の構築に向けた取組を支援します。

「地域福祉計画」等の着実な推進

県地域福祉支援計画（第4期）の推進を図るとともに、市町における「地域福祉計画」等の策定・改定と、計画的な推進に向けた市町の取組を支援します。

県の施策

8050問題や支援を必要とするケアラーなど、多様化する課題への対応

地域住民等に対するセミナー等の開催や、市町や関係機関による実践事例の情報共有等を行う場を設置するなどを通じて、「とちまる地域共生社会」の実現に向けた気運を醸成するなど、市町における「包括的な支援体制」の構築を支援します。〈再掲〉

多くの関係機関が連携・協働する相談支援体制の充実に向けて、この中核を担う人材の養成や、市町による高齢者・障害者・児童・生活困窮・外国人等、各相談支援機関のネットワークづくりの取組を支援するため、相談窓口の職員に対する研修や、体制づくりに向けた専門職の派遣等を行います。

県内外の先進的な事例の紹介等を通じ、見守りネットワークの構築やボランティアポイント制度の促進、公民館等を活用した高齢者の「通いの場」等の地域における支え合い体制づくりの取組を促進します。【はつらつプラン 第2章において記載〈再掲〉】

ひきこもりやニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等やその家族等が安心して社会生活を送ることができるよう、ワンストップで対応できる総合的な相談窓口である栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター「ポラリス とちぎ」を運営し、相談支援を行います。【障害福祉計画 施策 の9において記載】

生活困窮者等の経済的自立や生活意欲の助長を図り、社会参加を促進するため、資金の貸付、就労や住まい、学習機会等の確保に向けた支援、フードバンク活動団体と連携した取組など必要な相談支援を行います。

生活困窮者自立支援制度の従事者養成研修を通じて、自立相談支援員等の資質向上やアウトリーチを含めた相談・支援の充実に図るとともに、各市の家計改善支援事業及び就労

準備支援事業等の取組を支援するため、自立相談支援機関連絡調整会議を開催し、全国的な好事例や事業効果等の紹介を実施するなど、市町における取組の充実を図ります。

在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「とちぎ外国人相談サポートセンター」を運営し、相談支援を行います。

「いのち支える栃木県自殺対策計画（第2期）」のもと、国や市町、関係機関・団体、県民等と連携して、広域的に対応が必要な普及啓発や人材育成、心の健康づくり、ハイリスク地対策、自死遺族等に対する支援を行うとともに、市町や民間団体等が実施する自殺対策に関する取組への支援を行います。【障害者プラン 施策 の3（3）において記載】

刑務所出所者や保護観察終了者等の円滑な社会復帰を図るため、「栃木県再犯防止推進計画」に基づく取組を推進するとともに、国・市町及び栃木県地域生活定着支援センター等の関係機関・団体と連携して、適切な福祉サービスが提供されるよう支援を行います。

高齢者等に対する消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進し、地域の関係者が連携した見守り体制の構築を進めます。

「栃木県ケアラー支援推進計画」のもと、ケアラー支援の重要性等に関する普及啓発等の促進、相談・支援体制の充実、関係機関等の連携を強化するとともに、人材の育成及び確保に取り組みます。

「地域福祉計画」等の着実な推進

市町における「地域福祉計画」が、地域の特性や地域住民のニーズに応じた内容となるよう、「地域福祉計画」等の策定・改定に向けて、会議やセミナー等を通じて理解を促進するとともに、各計画の充実を図ります。

栃木県地域福祉支援計画（第4期）の計画的な推進を図ることにより、市町の取組を支援するとともに、会議等を通じた助言・指導などを行います。

評価指標

各年度の括弧内の数値は実績値

(単位：市町)

項目	年度	現状値 <2020>	2021	2022	2023	2024	2025	2026
重層的支援体制整備事業等の実施など包括的な支援体制の構築に取り組む市町数<再掲>		8	10 (10)	13 (10)	16	19	22	25

(単位：%)

項目	年度	現状値 <2019>	2021	2022	2023	2024	2025	2026
介護予防につながる通いの場への高齢者の参加率<再掲>		6.5	(3.9)					8.0

(単位：市町)

項目	年度	現状値 <2020>	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基幹相談支援センター設置市町数		14	17 (14)	21 (16)	25	20	23	25

(単位：市町)

項目	年度	現状値 <2019>	2021	2022	2023	2024	2025	2026
子ども家庭総合支援拠点設置市町数		2	(15)	(24)		25		次期「子ども・子育てプラン」と整合を図る。

(単位：人)

項目	年度	現状値 <2019>	2021	2022	2023	2024	2025	2026
在県外国人支援に係る人材(*)の登録者数		355	(429)	(464)			600	()

(*) 災害時外国人サポーター、通訳者(通訳者) やさしい日本語普及員
() 次期「とちぎ国際戦略」と整合を図る。

(単位：%)

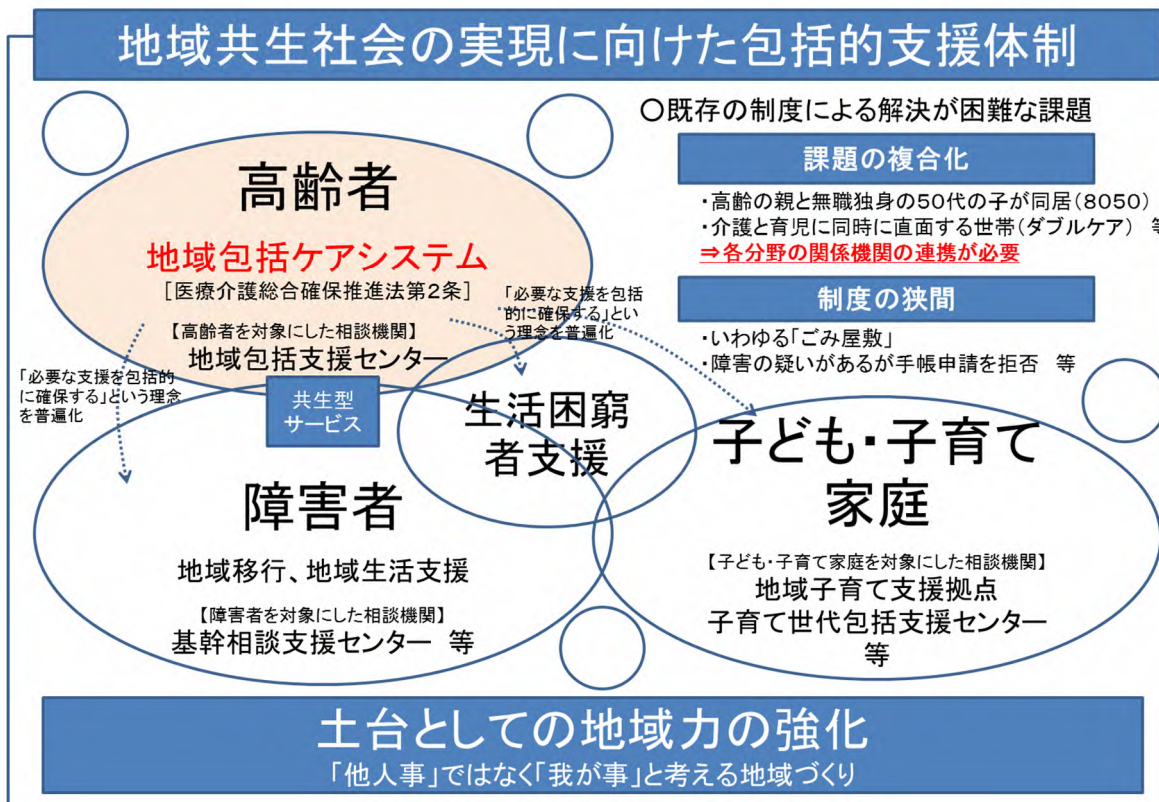
項目	年度	現状値 <2023>	2024	2025	2026
ケアラーという言葉の認知度(聞いたことがあり、内容も知っている)		44.9	50	60	70

(単位：市町)

項目	年度	現状値 <2023>	2024	2025	2026
ヤングケアラー・コーディネーターの設置市町数		4	6	8	10



厚生労働省資料



厚生労働省資料

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(この世帯数など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外活用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は**必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

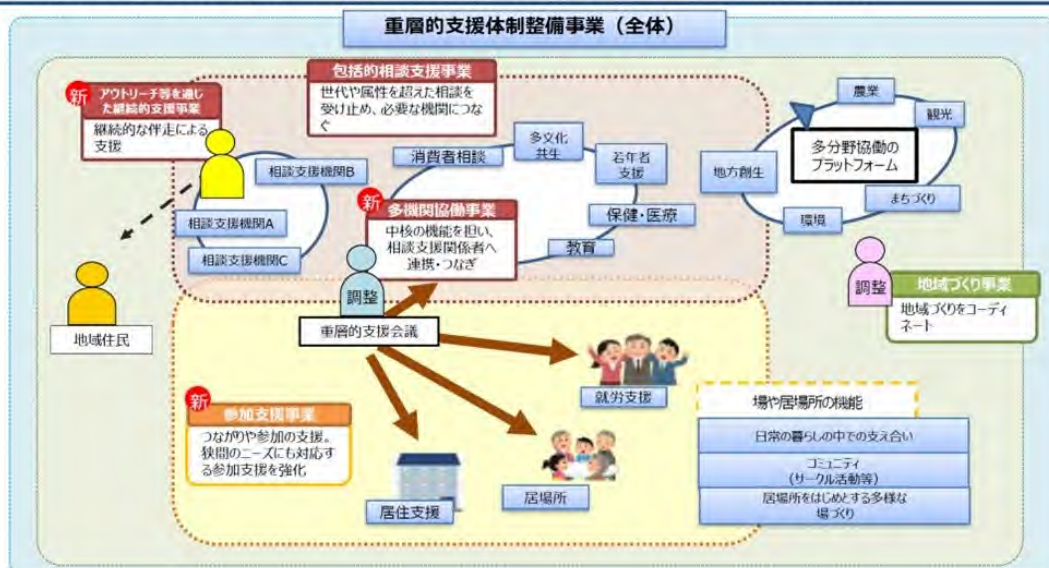


※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組みすることで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する。
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる。
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる。

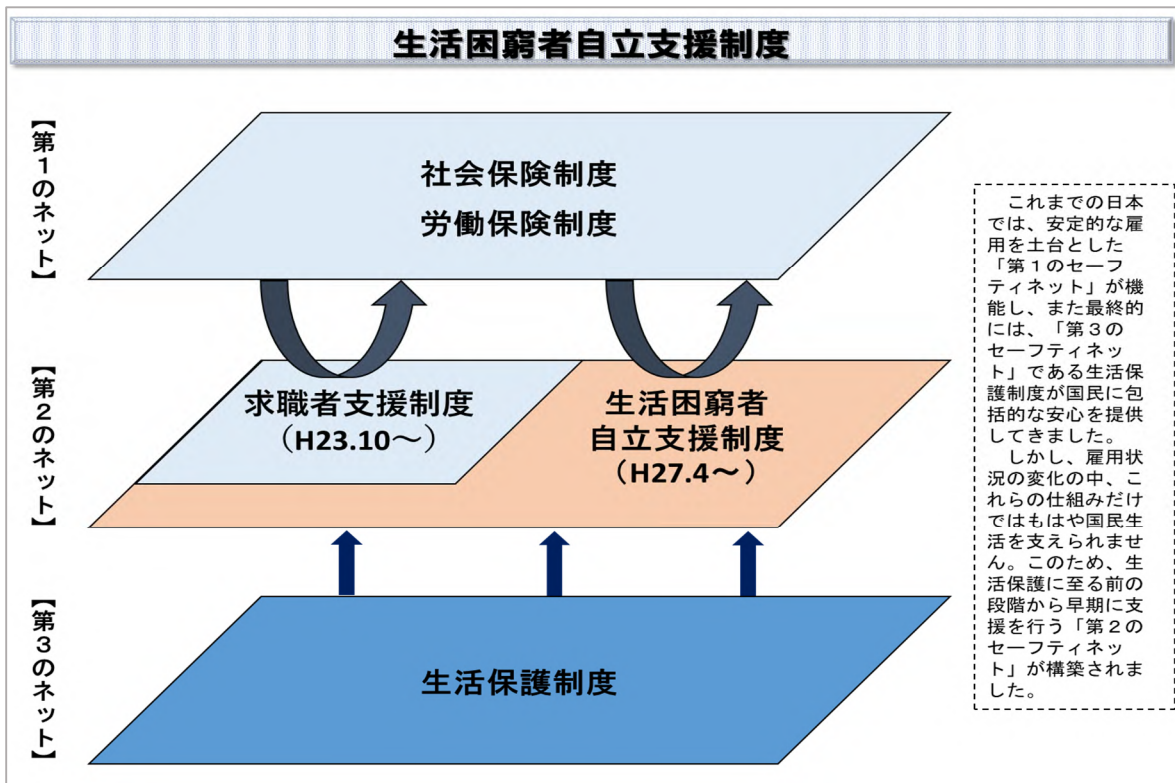
厚生労働省資料

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

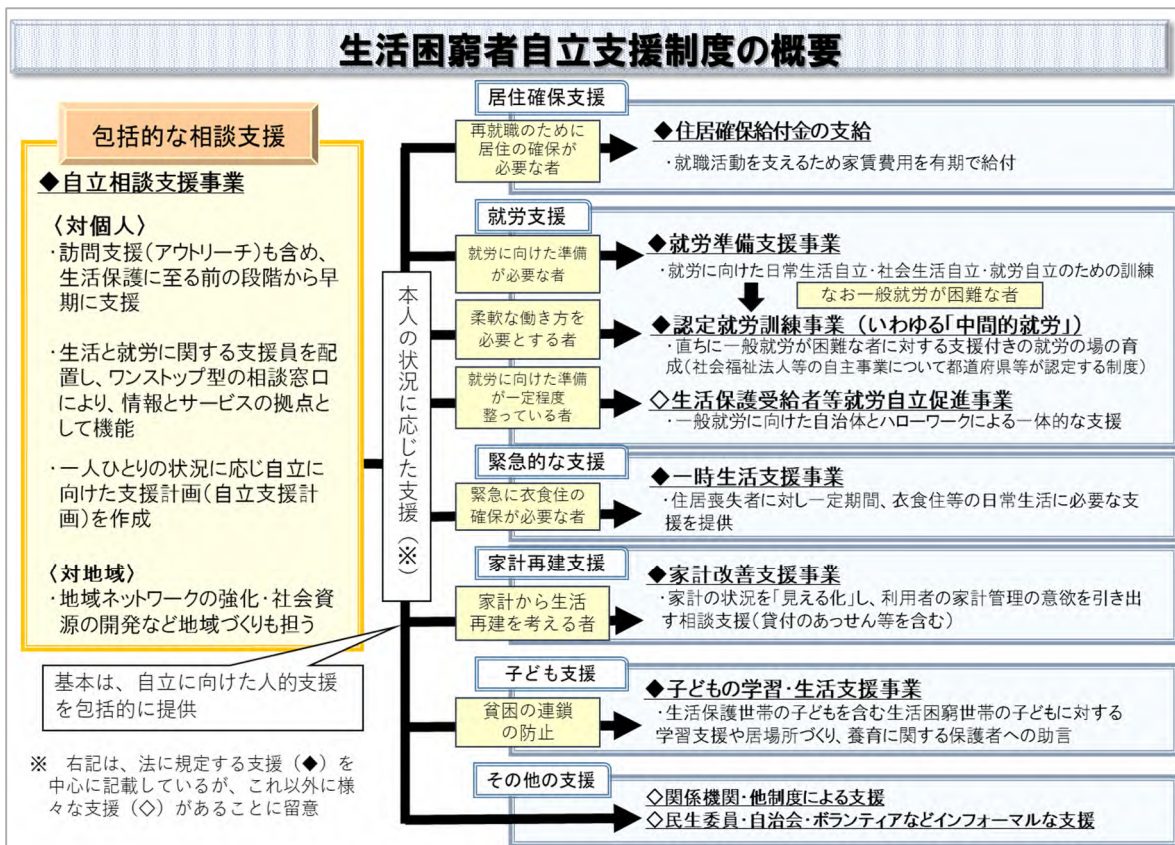
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



厚生労働省資料



厚生労働省資料



厚生労働省資料

ひきこもりなどに対する相談・支援

「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（愛称：ポラリス とちぎ）」では、ひきこもり、ニート、不登校など様々な悩みや困難を抱える子ども・若者やその御家族等からの相談に応じています。

また、「栃木県子ども・若者支援地域協議会」を通じて教育、福祉、保健、医療、雇用等の様々な関係機関と連携し、情報共有を図るとともに、それぞれの専門性を活かした総合的な支援を行います。

ひきこもりに関しては、子ども・若者に限らず、どなたでも相談することができます。

なお、令和2(2020)年5月からは、中高年（概ね40歳～64歳）のひきこもりの支援のため「中高年ひきこもり専用電話相談窓口」を設置し、中高年支援相談員が、御本人や御家族等からのひきこもりの相談にも応じています。

このほか、同じような悩みを持つ親や家族の話を聞いたり、子どもとの向き合い方や対応の方法を学ぶ家族支援セミナーや、様々な困難を抱える子ども・若者を正しく理解し、支援していくための講演会などを開催しています。

開所日・時間

火曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く。） 10:00～19:00

相談受付

電話 028-643-3422

028-643-3438（中高年ひきこもり専用電話）

来所 1回/1時間 無料（要予約）

メール soudan@polaris-t.net

ホームページ <https://www.polaris-t.net>



事例4

「総合相談支援」の実施と「地域交流拠点」の整備

(野木町総合サポートセンター(愛称:ひまわり館))

野木町では、平成31(2019)年4月1日に「野木町総合サポートセンター(愛称:ひまわり館)」を開所しました。

館内には、地域包括支援センター室や障がい者相談室、子育て支援室などのほか、談話室(ひまわりカフェ)やフィットネスコーナーなどを設けており、様々な取組を行っています。

例えば、各分野の初期相談窓口である総合事務室では地域住民が抱える介護や障害、育児・子育てなどの様々な課題や多様化・複雑化している課題を、社会福祉士や保健師等(相談支援包括化推進員)が、“ワンストップ”で受け止め、各々のニーズに応じた適切な支援の提供につなげています。

このように受け止める相談の中で、課題が複数の分野にまたがっている場合には、相談支援包括化推進員が中心となって、館内の関係機関や専門職等との連絡調整を行い、多機関が連携・協働しながら課題の解決を図る仕組みを構築しています。

また、ひまわりカフェやフィットネスコーナーなどでは、地域のつながりが希薄化している中、高齢者や障害者、子ども等の交流・居場所づくりや、健康づくりの場を提供しているほか、住民に対して“地域住民等の支え合い”に関する講座の開催等も行っています。

こうした取組の結果、地域住民としては「どこに相談に行けばいいかわからない場合」の相談窓口となっていること、新しく「集まることができる場所」の確保に繋がっています。



<「ひまわり館」外観>



<ひまわりカフェ>

<子育てサロン>

<地域住民の交流イベント>



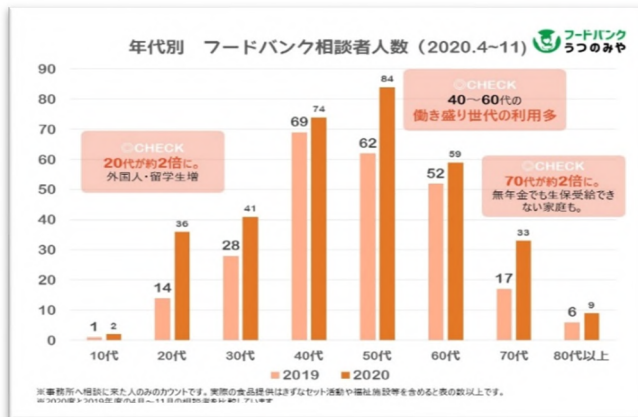
野木町 ひまわり館



事例5 “もったいない”から“ありがとう”への助け合い
 (特定非営利活動法人フードバンクうつのみや)

現在、日本では、まだ食べられるにもかかわらず、過剰在庫となった食品や賞味期限間近の食品などが、年間約612万トン(平成29(2017)年度推計(農林水産省・環境省))捨てられている一方で、子どもの貧困の割合は7人に1人(平成28(2016)年国民基礎調査)新型コロナウイルス感染症の影響により、食にお困りでフードバンクを利用する方が急増するなど、支援を求めている方が多くいます。

こうした中、フードバンクうつのみやでは、フードバンク活動により、こども食堂や社会福祉施設などのほか、個人の方に対し、食料支援を通じた福祉支援に積極的に取り組んでいます。



<生活相談と食品配布会(きずなセット配布)>



<食品寄附受付箱(きずなボックス)>



「フードバンク」ってなに？

食品製造業者や農家、家庭などから、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品の寄附を受け、食べ物に困っている方、福祉施設などに無償で提供する活動やその活動を行う団体をいいます。

フードバンクうつのみや



(2) 社会福祉協議会の取組の充実

現状と課題

県社会福祉協議会は、広域的に地域福祉を推進する中核的な機関として、市町社会福祉協議会や社会福祉事業者等の関係機関・団体と協働しながら、福祉人材・研修センターやボランティア活動振興センター等の運営、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、福祉サービス苦情解決事業等を積極的に展開しています。

市町社会福祉協議会は、住民や地域の団体、民生委員・児童委員などが会員として運営に参画し、地域福祉を推進する身近な中核機関として、地域の実情に合った総合的な相談支援、ボランティアの養成・活動の支援など、多様な福祉ニーズに応えるため、創意工夫をこらした独自の事業の企画・実施等、幅広い活動を行っています。

こうした活動を展開するに当たっては、県や市町をはじめとする関係機関が連携をしながら、県・市町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動の推進に向けた計画に基づく事業の円滑な実施を着実に図ることができるよう、支援・協力を行うことが必要です。

また、生活困窮者の自立支援や新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の利用者に対するフォローアップ支援等、近年の地域福祉を取り巻く新たな課題に対応するため、県社会福祉協議会による更なる取組の充実や、市町社会福祉協議会における体制の整備などが求められています。

取組の方向性

県社会福祉協議会の取組の充実

県社会福祉協議会と連携・協働しながら、県社会福祉協議会における各種事業の取組の充実を図ります。

市町社会福祉協議会の取組の充実

県社会福祉協議会を通じて、市町社会福祉協議会における各種事業の取組の充実を図ります。

県の施策

県社会福祉協議会の取組の充実

関係機関と相互に連携を図りながら、地域福祉推進のためのネットワークの中心となり、市町社会福祉協議会をはじめ、福祉関係団体の育成・支援にあたっている県社会福祉協議会の事業を助成するなど、広域的な活動を支援するとともに、生活困窮者自立支援員等と連携した取組を支援します。

県社会福祉協議会が策定する「栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第4期）」に基づく各種取組が円滑に実施され、地域福祉の推進がなされるよう、十分な連携・調整を図ります。

市町社会福祉協議会の取組の充実

県社会福祉協議会や市町と連携し、市町社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定や改定、事業の実施等を通して、地域住民の主体による地域福祉の推進に向けて支援します。

県社会福祉協議会が開催する研修会を支援するなど、市町社会福祉協議会職員が地域福祉推進の中核的な役割を担えるよう、その活動を促進します。



(3) 成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進

現状と課題

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が今後も増加することが見込まれているほか、知的障害者や精神障害者も増加傾向にあることから、地域において認知症や障害などにより判断能力が十分ではない住民が増加することが懸念されています。

このような方々の権利を守るため、平成28(2016)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、各自治体による取組が求められている中、令和元(2019)年5月には、国において成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI(令和3(2021)年度末の目標)が示され、市町では、同制度の周知や市町村計画の策定や、制度の利用促進に向けた中核機関の設置など、各種取組を早期に行う必要があります。

また、児童に対する虐待相談件数は年々増加しているほか、DVによる相談受付件数・一時保護件数は増減を繰り返しており、こうした課題が深刻化・長期化することは、被害者の“生きる意欲”の喪失にもつながりかねず、早期に対応することが重要です。

このため、成年後見制度の利用など、支援を必要とする住民が必要な福祉サービスを適切に利用できる環境の整備や、虐待やDV等の早期発見や被害者の保護など、住民一人ひとりの権利を守るための取組が求められています。

取組の方向性

成年後見制度等の利用促進

支援を必要とする住民が、必要な支援制度を適切に利用できるよう、認知症高齢者等の財産や権利を守る成年後見制度をはじめとする、福祉的支援の利用促進に取り組みます。

虐待やDV等による被害防止及び適切な支援の促進

虐待やDV等の早期発見や迅速な対応、被害者に対する適切な支援を図るため、住民による見守り活動や、住民に対する普及・啓発を促進します。

県の施策

成年後見制度等の利用促進

成年後見制度の普及・啓発や相談体制の充実に向け、専門職団体や県社会福祉協議会等の関係機関との連携を図るための協議会を設置するとともに、専門家をアドバイザーとして派遣することにより、市町における地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置・運営及び、成年後見制度利用促進基本計画の策定等の支援を行います。

成年後見制度の利用促進を図るため、市町における「市民後見人養成事業」に対する支援や、制度利用に当たり費用を負担することが困難な方に対して、申立費用や後見人等の報酬の助成を行う「成年後見制度利用支援事業」の促進を図ります。

成年後見制度を利用するための申立てにおいて、身寄りのない住民や親族による申立てが期待できない住民などの、その人らしい生活や権利が適切に守られるよう、県社会福祉協議会が開催する研修会への支援をはじめ、市町と連携を図りながら、市町における成年後見制度の市町長申立てに関する取組を促進します。

県社会福祉協議会内に設置された「とちぎ成年後見支援センター」と連携し、成年後見制度の普及・啓発や相談体制の充実を図るとともに、法人後見支援員の養成を支援するなど、市町社会福祉協議会が実施する法人後見事業を促進します。

判断能力を十分に発揮できない高齢者等の地域における自立した生活に向けて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類の保管など、「とちぎ権利擁護センター（あすてらす）」が実施する日常生活自立支援事業を支援します。

成年後見制度への円滑な移行のため、成年後見制度と日常生活自立支援事業の相互連携を推進します。

成年後見制度の担い手（法人後見実施団体・市民後見人）の確保・育成に関する以下の方針に基づき、多様な人材の確保・育成を推進します。

栃木県 成年後見制度に関する担い手の確保・育成方針

1. 目的

県は、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、県内各市町において、成年後見制度を利用する人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備に向けて、多様な主体が後見事務等権利擁護支援の担い手として活躍できるよう、市町や関係機関等と協働し、人材の確保・育成等を推進する。

2. 法人後見実施団体の確保・育成

(1) 養成研修の実施

県は、県社会福祉協議会において実施する法人後見実施団体の養成研修を支援するとともに、市町に当該研修の周知を図る。

(2) 法人後見実施団体間の情報共有等への支援

県は、法人後見実施団体が団体の活動状況の情報共有等に取り組めるよう、県社会福祉協議会において開催する法人後見実施団体の連絡会を支援する。

3. 市民後見人の確保・育成

(1) 確保・育成の方向性

県は、多様な担い手の確保に向けて、市町、県社会福祉協議会、専門職団体、その他の関係機関と連携して市民後見人の養成を推進する。

(2) 市町の状況に応じた支援の実施

市町の市民後見人の育成状況に合わせて、区分を設定し、県は各区分に応じた支援を実施する。

区分 A	市民後見人の育成を実施している市町
	県は、市町における市民後見人の養成研修や養成後の人材の育成・活用に向けた取組を支援する。
区分 B	市民後見人の育成を検討している市町
	県は、市町と協働して市民後見人の養成研修を実施するなど、市民後見人の養成に向けた取組を支援する。
区分 C	市民後見人の育成を検討していない市町
	県は、市町が市民後見人の育成のあり方について検討を行うよう、積極的な支援を行う。

虐待やDV等による被害防止及び適切な支援の促進

民生委員・児童委員の資質向上のための研修において、「虐待対策」や「DV」をテーマとして取り上げ、虐待等の早期発見などに向けた見守り活動を促進します。

高齢者虐待防止啓発リーフレットの配布等により、幅広い啓発活動を実施します。【はつらつプラン 第7章の3において記載】

市町及び地域包括支援センター職員の虐待対応力の向上を図るため、栃木県社会福祉士会との共催による「高齢者虐待対応（初級・フォローアップ）研修」を実施します。【はつらつプラン 第7章の3において記載】

高齢者施設等に対し、虐待防止検討委員会の設置や、虐待の防止のための指針の整備、研修の実施等について確認及び指導を行います。【はつらつプラン 第7章の3において記載】

障害者虐待の通報義務等の広報・啓発を行うとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対して相談等の支援に取り組みます。【障害者プラン 施策 の2(3)において記載】

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、市町障害者虐待防止センターや県に設置した障害者権利擁護センターを中心として、障害者福祉施設、学校、医療、保健、労働局等関係機関との連携協力体制の整備を図ります。【障害者プラン 施策 の2(3)において記載】

子どもの健やかな成長や発達のため、子どもの最善の利益を尊重すること等を明記した「児童の権利に関する条約」の理念が実現されるよう、子どもの権利の擁護や児童虐待の防止に関する各種啓発を行います。【子ども・子育てプラン 施策 において記載】

児童虐待通告を24時間体制で受理できる児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や、子どもや家庭に関して365日相談できる「テレホン児童相談」等の対応など、夜間・休日等においても相談援助を適切に実施します。【子ども・子育てプラン 施策 - 1において記載】

DV等防止・早期発見に関するリーフレット等を住民や関係機関に配布し理解を深めるとともに、女性への暴力根絶の機運を高めるための講演会等を開催します。

DV被害者、困難な問題を抱える女性等への支援において、福祉事務所、警察等の関係機関や民間団体とのネットワークの強化に取り組みながら、相談から一時保護、自立支援まで、きめ細かな対応に取り組みます。

評価指標

各年度の括弧内の数値は実績値

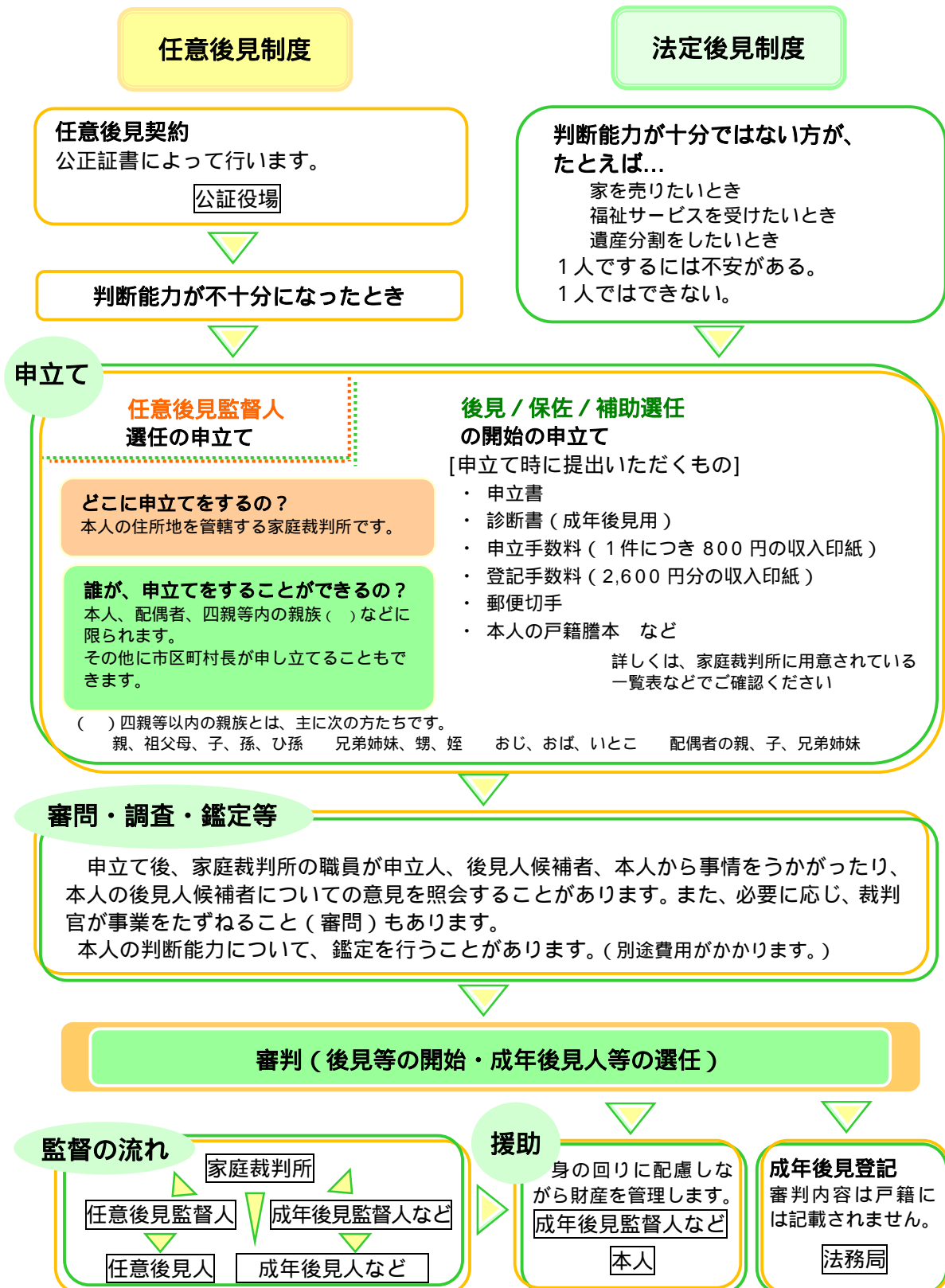
(単位：市町)

項目	年度 現状値 <2020>	2021	2022	2023	2024	2025	2026
成年後見制度に係る中 核機関設置市町数(*)	2	6 (7)	10 (14)	14 (19)	25	機能の充実を図る。	

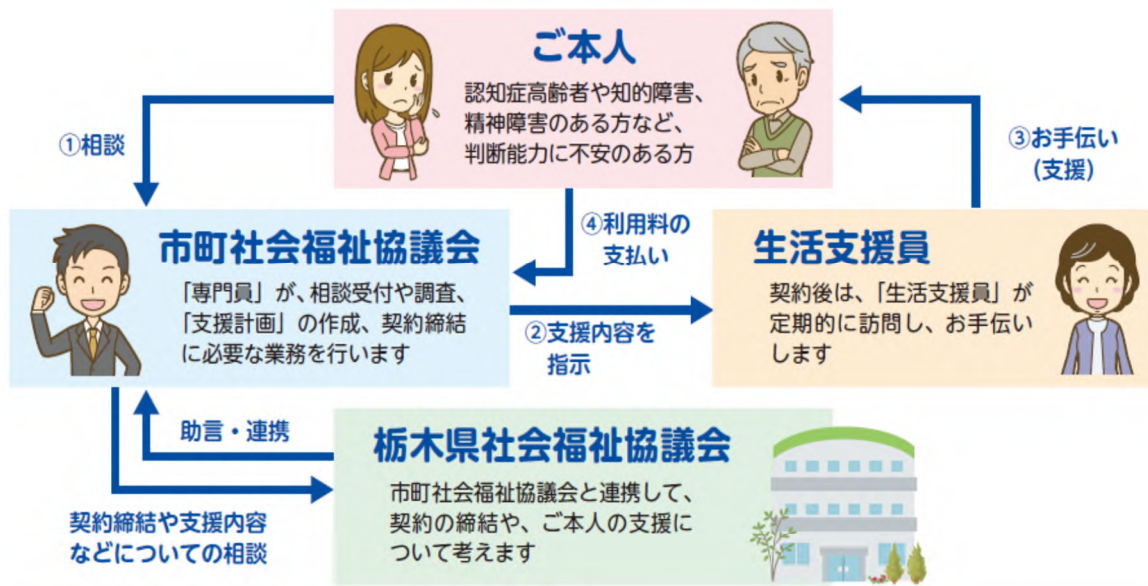
(*) 広域設置(複数の市町を所管)の場合、所管する市町数を計上する。

成年後見制度を利用する流れ

成年後見制度は、大きく分けると「任意後見制度」と「法定後見制度」の二つがあります。なお、任意後見と法定後見の開始までの流れは次のとおりです。



日常生活自立支援事業（あすてらす）の仕組み



お手伝い（支援）の内容に対する不満、苦情は

「生活支援員」や「専門員」に遠慮なく伝えてください。
 話しにくい時は、「栃木県社会福祉協議会」や「栃木県運営適正化委員会」
 （苦情解決の第三者的機関）でもお話しを聞くことができます。

[連絡先]
 栃木県運営適正化委員会
 TEL 028-622-2941

日常生活自立支援事業の活用（県社会福祉協議会事例）

自宅で一人暮らしをするAさん（80代）は、アルツハイマー型認知症の診断を受けました。以前は、家計も家事も自分でできていましたが、現在では、「預金残高がなく出金できない」、「通帳の見方がわからなくなる」、家でも「通帳をしまい忘れる」ことが増えてきました。たくさんの郵便物を、カバンに入れて持ち歩いています。何の書類なのかがわからなくなり、光熱水費等の支払いが滞ることもしばしば。

生活面では、ごみの分別もわからなくなり、捨てることができず、ごみ屋敷のような状態。生活に支障が出ていました。

こうしたことから、あすてらすを利用したところ、訪問介護や通所介護などの在宅福祉サービスの利用につながり、生活の安定が図られ、その後、サービスの利用料や光熱水費等の支払いを支援、通帳や印鑑などの大切なものをお預かりすることで、安心した生活を送ることができています。

今後、Aさんの判断能力が著しく低下するようであれば、成年後見制度の利用へつなげていくことも必要になるかもしれません。ご本人の状態に合わせた支援につなぐことも、あすてらすの大切な役割です。

事例6

「地域住民への虐待防止推進に関する取組」の実施

(社会福祉法人足利むつみ会)

当法人では、児童、高齢者、障害者の福祉サービス事業所があり、これまで虐待防止に関する取組を施設ごとに行っていました。

そのような折、悲惨な虐待に関するニュースが繰り返し報道されるなど、社会問題としてクローズアップされ、法人としても一致団結して虐待防止に取り組まなくてはならないと考え、各サービスを網羅して横断的かつ一体的に取り組むため、法人として「虐待防止委員会」を立ち上げ、施設内での虐待防止の取組はもちろんのこと、毎年、地域に向けた啓発活動として「虐待防止キャンペーン」に取り組んでいます。

具体的な取組としては、各地区を巡回して「虐待防止(人権擁護)映画会」を開催し、高齢者や児童に対する虐待の事例をドラマ化した作品や、障害のある方への配慮や人権擁護をテーマにした映画を上映して、地域住民への虐待防止の啓発に取り組んでいます。

また、職員から募集した「虐待防止標語」を印字したクリアファイルを「啓発グッズ」として作成し、「足利市ふれあいのつどい」や地域交流行事などで、地域の皆様に手渡しでお配りしています。

地域に対する取組は、当法人を身近な方々に知ってもらい、地域とのつながりをつくる上でも必要であると考えており、こうした顔が見える活動をこれからも続けていくとともに、“これ以上、虐待を起こしたくない!虐待をなくしたい!!”という思いを、他の法人にも広めていきたいと思えます。

<阿由葉理事長による「虐待防止」に向けた講話の様子>



足利むつみ会



<第1回 地域で輝くふくしのチカラ大賞で「最優秀賞」に輝き、表彰後に撮影した様子>



<啓発グッズ>

(4) 福祉サービスの質の確保・向上

現状と課題

福祉サービス事業者においては、苦情受付担当者、苦情解決責任者、客観的な立場から苦情解決を図る第三者委員を設置するなど、事業者自らが苦情解決体制をとることや、福祉人材・研修センター等が実施する研修への参加、指導監査機関による指導助言に基づく改善等により、常にサービスの質の確保・向上に努める必要があります。

また、福祉サービス事業者によるサービスの質の向上や利用者の選択に資するため、介護サービス情報の公表や「福祉サービス第三者評価制度」の受審を促進する必要があります。

一方で、「福祉サービス第三者評価制度」は、受審する事業者の費用負担が大きいことや、評価結果が経営向上につながりにくいことなどから、特に、高齢・障害分野では受審事業者数が伸び悩んでいます。

このため、情報の公表や苦情解決体制の整備、福祉事業者によるサービスの質の向上に向けた取組など、利用者が福祉サービスを選択し、安心して満足いただける利用をするための仕組みづくりが求められています。

取組の方向性

「福祉サービス第三者評価制度」の普及・啓発

利用者本位の福祉サービスの提供を確保・促進し、事業者が自らの福祉サービスの質の向上を図るため、「福祉サービス第三者評価制度」の普及・啓発に取り組みます。

サービス提供体制の整備とサービス提供者の資質向上

適切で良質なサービスを提供できるよう、サービス提供体制の整備やサービス提供者の資質向上を図る研修の実施等により、福祉サービスの質の向上に取り組みます。

「栃木県運営適正化委員会」の運営の支援

福祉サービス事業者による解決が困難な事例等に対応するため、県社会福祉協議会における「栃木県運営適正化委員会」の運営の支援等を行います。

県の施策

「福祉サービス第三者評価制度」の普及・啓発

評価機関の認証審査や、第三者評価を実施する評価調査者の養成研修等を行う「とちぎ福祉サービス第三者評価機構」の運営を支援し、福祉サービス第三者評価を推進します。

専門的かつ客観的な立場から、社会福祉法人等が提供する福祉サービスを公平・中立的に評価し、福祉サービスの質の向上を図ることを目的とした、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構が行う評価機関の認証審査や制度の普及啓発等に対して助成します。

福祉サービス事業者における第三者評価の受審を促進するため、様々な媒体を活用した普及・啓発を行います。

サービス提供体制の整備とサービス提供者の資質向上

円滑に業務を執行し、サービスの質の確保及び向上を図るため、社会福祉法人等が行う社会福祉事業について、きめ細かな運営指導や適正な指導監査を実施することでサービス提供体制を整備します。

福祉人材・研修センターと連携し、サービス提供者の資質向上を目的とした研修を実施します。

「栃木県運営適正化委員会」の運営の支援

福祉サービス事業者による解決が困難な事例等に対応するため、県社会福祉協議会における運営適正化委員会の運営を支援することにより、福祉サービス利用者等からの苦情の適切な解決に努めます。

運営適正化委員会をはじめ、様々な苦情の受付窓口を県民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を推進します。

評価指標

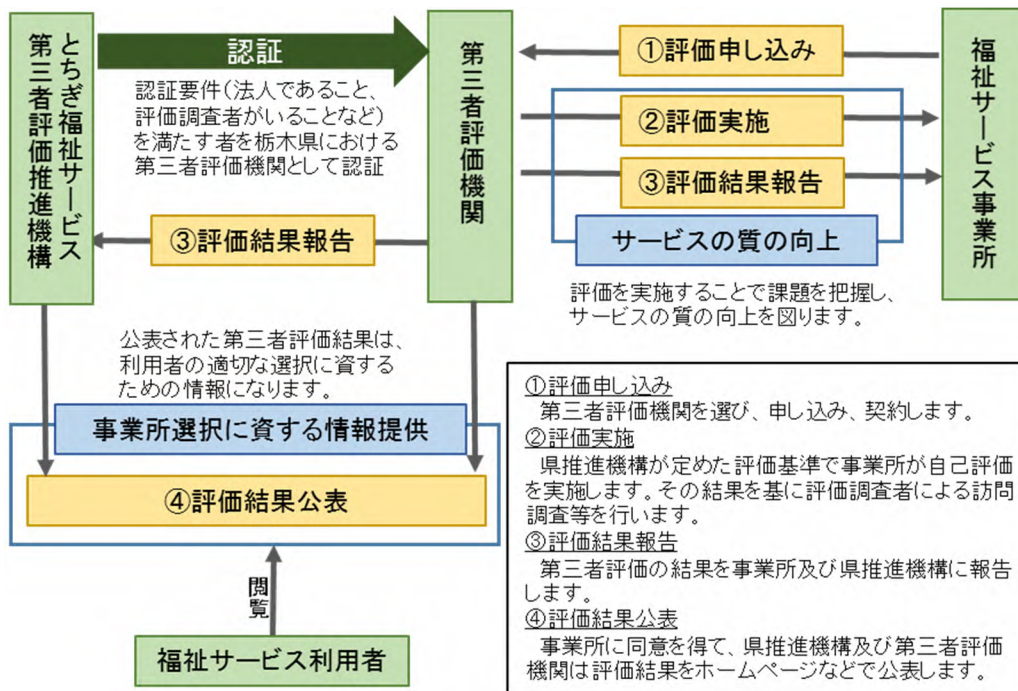
各年度の括弧内の数値は実績値

(単位：件)

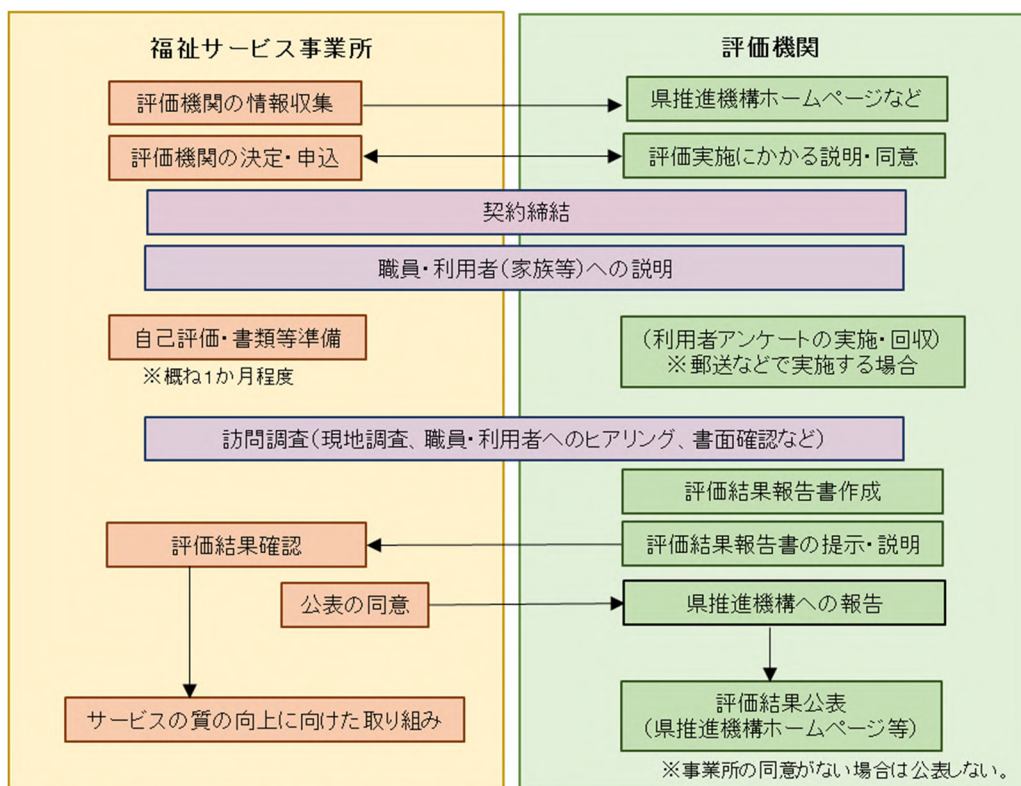
項目	年度	現状値	2021	2022	2023	2024	2025	2026
		<2019>						
第三者評価受審件数(*)		235	250 (259)	270 (281)	290	310	330	350

(*) 事業開始(平成17(2005)年度)からの延べ数

福祉サービス第三者評価事業の推進体制

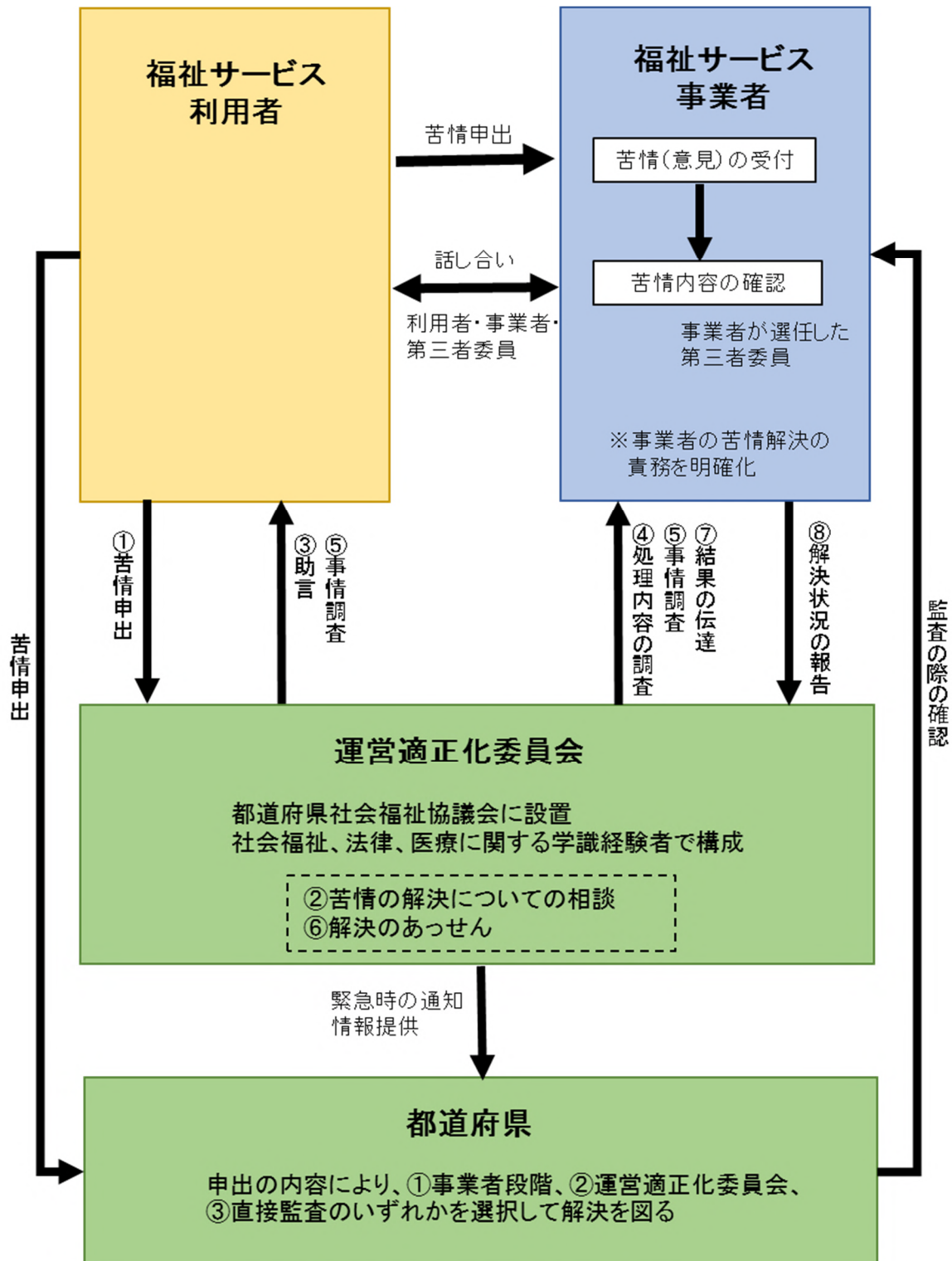


福祉サービス第三者評価の主な流れ



※契約から評価結果の確定・公表までは概ね3~4か月を要する。

< 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概念図 >



(5) 寄附文化の醸成

現状と課題

県においては、「栃木県地域福祉基金」や「輝くとちぎの人づくり推進基金」など、そして、関係団体においては「栃木県地域福祉振興基金（栃の実基金）」や「共同募金」などにより、地域福祉の推進に向けた事業を展開しており、貴重な財源として大きな役割を果たしています。

また、こうした基金の一部は、地域住民や事業者等からの寄附金となっており、寄附者の意向に沿った取組が進められています。

たとえば、ふるさと“とちぎ”の福祉の向上を図ることを目的とした「栃木県地域福祉基金」の事業では、ボランティアや民生委員・児童委員活動の推進のほか、おもいやり駐車スペースの適正利用の促進などに取り組んでいます。

「栃木県共同募金会」が展開する共同募金では、社会福祉施設や県域福祉団体、市町社会福祉協議会による地域福祉活動の推進のために使われているほか、大規模災害に備え、災害ボランティアセンターの運営や災害ボランティア活動の支援を行うため、募金の一部は「災害等準備金」として積み立てられており、災害時における緊急資金としても重要なものとなっています。

このように、地域福祉の推進に向けた活動資源となる寄附行為は大変重要なものであり、限られた資源により施策を展開せざる得ない現状においては、「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」の実現に向け、寄附文化が県民、事業者等の協働により醸成される環境づくりが求められています。

取組の方向性

寄附文化の醸成

県が実施する栃木県地域福祉基金や、関係団体が実施する募金活動を広く周知するなど、寄附文化の醸成に向けた取組を推進します。

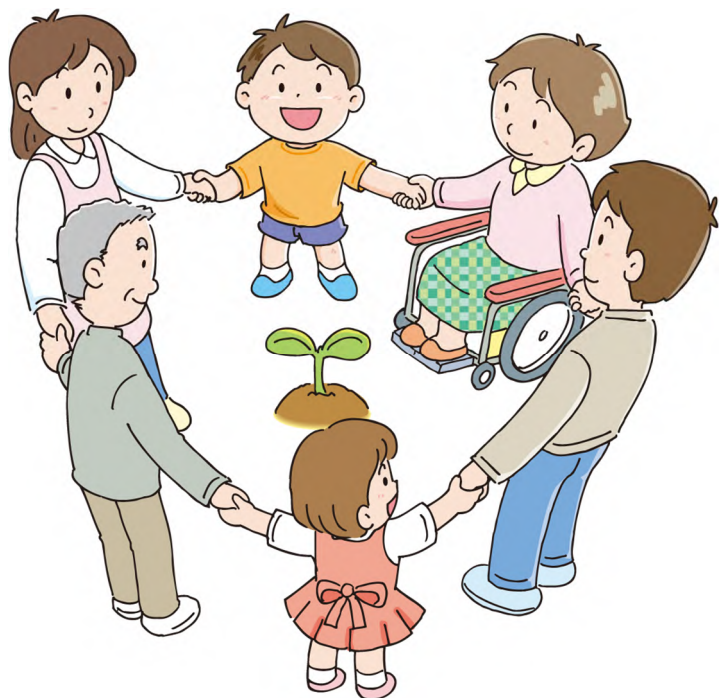
県の施策

寄附文化の醸成

寄附文化の醸成と地域福祉の充実及び推進を図るため、栃木県地域福祉基金をはじめとした地域福祉の推進に資する基金について広く周知するとともに、本計画に基づく各種施策等の財源として適切に活用します。

社会福祉施設や福祉団体等の支援の充実が図られるよう、栃木県共同募金会をはじめとする関係団体が実施する募金活動などと連携・協働した取組を実施します。

住民の寄附に対する意識の醸成が図られるよう、寄附の意義や、寄附により実施された活動の周知・普及啓発に取り組むほか、地域福祉活動に係る寄附文化が、県民、事業者及び県の協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めます。



< 栃木県地域福祉基金への寄附の方法等 >

県では、福祉施策の充実を目的に、寄附金の受入先として、「栃木県地域福祉基金」を設置し、個人や企業等から寄附を募っています。

この寄附金や運用収益を活用し、以下の事業を含む 20 以上の地域福祉の推進に資する事業に活用しています。

寄附の申込みと納付について

寄附の申込方法

法人（企業・団体）

県ホームページ
・寄附申込書

個人

県ホームページ
・電子申請
・寄附申込書
さとふる（外部サイト）
応援寄附金パンフレット
・払込取扱票
・寄附申込書

寄附金の納付

法人（企業・団体）

納付書（県から送付）

個人

納付書（県から送付）
さとふるのみ
・クレジットカード
・キャリア決済
・PayPay 残高払い
応援寄附金パンフレットのみ
・払込取扱票

栃木県地域福祉基金

基金を活用している事業（例）

- ・ おもいやり駐車スペースの確保、利用証の作成、適正利用の周知・啓発
- ・ いきいきとちぎ（情報誌）の発行
- ・ ヘルプマークの作成

など

事例7

様々なカタチでの募金運動への“参加”

(栃木県共同募金会)

栃木県共同募金会では、地域の福祉活動の民間財源となる「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」への協力を呼びかけています。

寄せられた寄附は、県内の高齢者サロンや見守り活動、子育て支援事業等の地域福祉活動のほか、福祉施設の備品整備や課題解決に取り組む県域福祉団体の事業を支えています。

また、寄附の一部は、大規模災害時に備えて積み立てを行い、災害ボランティア活動を支援し、復興の一助となっています。



従来から、自治会等を通じて寄附をお寄せいただく戸別募金のほか、法人募金・職域募金、街頭募金など、寄附の方法には様々な方法がありましたが、近年では、インターネットを通じた寄附なども取り入れています。

中でも、県内では、共同募金会と企業や団体が連携して行う『募金百貨店プロジェクト』が広がりを見せています。各企業や団体が取り扱う「モノ」・「サービス」・「コト」を提供した売上げの一部を赤い羽根共同募金に寄附する取組です。地域で愛されるお店だからこそ、「じぶんの町を良くするしくみ」である共同募金の趣旨に賛同し、“自分たちにできることを”と本業を活かした寄附のカタチにより“参加”しています。

また、購入者はお買い物をすることで自分の町を支えることにつながり、日常的に募金運動の“参加者”になっています。

寄附文化が薄いと言われる日本において、募金運動へのさまざまな“参加”のカタチが広がり、寄附文化を根付かせていくことも共同募金会の使命と考えています。

【募金百貨店プロジェクト 参加例】

栃木県共同募金会



チョコレート販売の例

逆境を乗り越え夢を叶えたオーナーが、地元への思いを込めて作ったチョコレート1箱につき20円が寄附に。



クリーニングの例

クリーニング代金のうち3円が寄附に。きれいな衣服で心晴れやかに、地元の方々も笑顔に。